

(2) 妊孕性温存療法に関する制度

小児・AYA 世代がん患者等妊孕性温存療法研究促進事業

- 小児・AYA 世代のがん患者等で、一定の条件を満たした方に対し、卵子や精子の凍結等の妊孕性温存療法及びその凍結検体を用いた生殖補助医療（以下、「温存後生殖補助医療」）にかかる費用の一部を助成します。

①妊孕性温存療法

対象治療	1回あたりの 助成上限額	助成回数
胚（受精卵）凍結	35 万円	2 回まで
未受精卵子凍結	20 万円	2 回まで
卵巢組織凍結	40 万円	2 回まで （組織採取時に 1 回、 再移植時に 1 回）
精子凍結	2 万 5 千円	2 回まで
精子凍結（精巣内精子採取術）	35 万円	2 回まで

②温存後生殖補助医療

対象治療	1回あたりの 助成上限額	助成回数
①で凍結した胚（受精卵）を用いた 生殖補助医療	10 万円	6 回まで （40 歳～42 歳は 3 回まで）
①で凍結した未受精卵子を用いた 生殖補助医療	25 万円	
①で凍結した卵巢組織再移植後の 生殖補助医療	30 万円	
①で凍結した精子を用いた生殖補 助医療	30 万円	

※がん等の治療を開始する前に、主治医及び生殖医療を専門とする医師にご相談ください。

※指定医療機関（他の都道府県の指定医療機関を含む）で受けた治療に限ります。

- 制度の詳細及び指定医療機関は富山県厚生部健康対策室健康課のホームページをご覧ください。

【手続き】 富山県厚生部健康対策室健康課
076-444-3224

